

専門の巡回相談員（特別支援学校教員、小・中学校教員）が、
幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校等で特別支援教育を推進するための支援をします。

特別支援巡回相談事業

山形県教育委員会

幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校等の担当者を支援します。

例えば、こんな場合にご活用ください。

- ・子どもの実態把握や支援方法について相談したい。
- ・特別支援学級の学級経営や教育課程編成について相談したい。
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成について助言をお願いしたい。
- ・特別支援教育の研修会の講師や授業研究会の指導・助言を依頼したい。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園、学校で特別支援教育体制づくりについて助言がほしい。
- ・発達障がいのある生徒の就労支援について、相談したい。



【申請・派遣の手続き】

	依頼者	担当する巡回相談員
巡回相談の担当	幼稚園・保育所・認定こども園、 小・中学校の特別支援学級・通級指導教室	特別支援学校
	小・中学校の通常の学級	小・中学校、特別支援学校
	高等学校	特別支援学校（連携校・別紙参照）

*巡回相談員は上記を基本の担当としますが、相談内容に応じて柔軟に対応します。

① 巡回相談の依頼	○ 事前に電話で打診し、相談内容、期日を確認します。 【依頼者が幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校の特別支援学級・通級指導教室、高等学校の場合】 依頼者は、学校へ直接連絡をします。 依頼者 → 特別支援学校
	【依頼者が小・中学校の通常の学級の場合】 依頼者は、各教育事務所を経由し依頼します。相談内容に応じて、各教育事務所が小・中学校、特別支援学校の巡回相談員の依頼を調整します。 依頼者 → 各教育事務所 → 小・中学校、特別支援学校
② 派遣申請書の提出	○ 日時が確定したら、依頼者は派遣申請書を送付します。
③ 巡回相談員の派遣	○ 相談内容に応じて巡回相談員を派遣します。
④ 報告書の提出	○ 巡回相談が終了したら、依頼者は報告書を提出します。（裏面記載様式参照）
	【依頼者が幼稚園・保育所等、高等学校の場合】 直接、教育局特別支援教育課へ提出ください。 【依頼者が公立幼稚園、小中学校の場合】 管轄の教育事務所を経由し、教育局特別支援教育課へ提出ください。

<問い合わせ先>

教育局特別支援教育課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL(023)630-3346 FAX(023)630-2774

*このリーフレットは山形県のホームページに掲載されています。

特別支援巡回相談事業
山形県ホームページはこちらから

山形県 巡回相談



(文 書 番 号)
令和〇年〇月〇日

県教育局特別支援教育課長 殿

〇〇市立◇◇小学校長
(公 印 省 略)

特別支援巡回相談事業について (報告)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 日 時	令和〇〇年〇月〇日 (〇) 13:30~16:30
2 参加者	〇〇市立◇◇小学校 〇〇学級担任 □□□□ 他5名
3 研修内容	通常の学級に在籍する児童の支援の在り方について
4 講 師	県立〇〇特別支援学校教諭 □□□□ (巡回相談員氏名)
5 主な内容	<p>(1) 授業参観</p> <ul style="list-style-type: none">・ 5時間目国語の授業・ 対象児童2名・ 学習の様子や友達とのかかわりに焦点を当てて参観 <p>(2) 指導・助言</p> <ul style="list-style-type: none">・ 対象児2名の授業の様子や普段の学校生活の様子から、必要な個別の配慮について助言・ 学級経営について助言 <p>(簡潔にご記入ください)</p>

※この様式は山形県のホームページからダウンロードできます。